



新年のご挨拶



兵庫県行政書士会東播支部

支部長 立花 義房

2009年の初春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は、当支部会務運営にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、修復の段階にありました福田内閣が「井戸を掘るなら水がわくまで掘れ」を引用して、施政方針演説を行いながら、途中放り投げて辞任してしまい、本会に於いても東本会長が、道半ばにして無念に思いながらご逝去され、修復に至っておりません。今年には修復され、前進することを期待しています。

さて、世間に目を向けますと、サブプライムローンから投機経済へ、さらに实体经济へと大きな危機を向かえ、深刻化している中で、小泉内閣が取り入れた「市場万能主義」が厳しく問い直されているようで、投機の資金を生産力強化に繋がる投資になるような政策が実行されなければならないと言われております。

また、日本人としてノーベル賞を受賞した人がたくさん出ました。本来ならば、受賞以前にその研究を取り上げて、有名になっていなければならない人たちです。日本の国益としては、このような研究者を支援していかなければなりません。しかしながら、実益があがっていないと言って支援が乏しいようです。頭ではいろいろな研究が日本の国益になると理解していますが、実際行動となると話は別と言うことです。認識と実践が乖離しているように思われます。環境問題もしかりです。環境悪化が自分の幸せに影響を与えるであろうと



多可町加美区三谷 ハーモニーパーク エコレンジャー21 (愛称…風太)

考えながら、悪影響を与える行動をしているのではないのでしょうか。サンテクジュペリの名作「星の王子さま」の一説の「いちばんたいせつなものは目に見えないのさ」…のでしょうか。

私たちは景気が悪いからといってじっとしてはいけません。「船は港に停泊するのが役目でなく、目的地まで行くのが役目である。天候の悪い日にも風雨や荒波をかきわけて目的地へ進んで行く」ように、目的をつくるなり見つけ出すなりして、それに向かって進んで行くのが私たちの務めです。国民が頼れる街の法律家として！

最後になりましたが、今年こそ皆様方にとって、良き方向へ行くことを祈念しつつ、本年も皆様方の変らぬご指導・ご鞭撻・ご協力の程お願い申し上げます。

行政書士は、まちの身近な相談相手

新春の ごあいさつ

北播磨県民局

局長 中島 英三



新年あけましておめでとうございます。

兵庫県行政書士会東播支部の皆様には、ご家族おそろいで輝かしい新春をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

北播磨地域は、但馬や丹波地方に比べ気候温暖、中国自動車道や山陽自動車道など高速道路網が充実し、瀬戸内臨海都市部に近いという優位性があります。

北播磨県民局では、平成13年4月の発足以来、「ひょうごのハートランド」の実現を目指し、また、「ハートにぐっと北播磨」を合言葉に、都市と農村の交流を重点目標の一つとして、地域の皆様と一緒に活性化に取り組んでまいりました。

そして今、政治は混迷気味の様相を呈し、経済はサブプライム問題に端を発した混乱が引き続くとともに、少子高齢・人口減少社会の進展や経済環境の先行きなど行財政を取り巻く状況も厳しさが増すなど、今後の見通しが困難な状況となっております。

こうした時こそ、地方、地域が元気でなければなりません。

そうしたなか、当県民局では、今年は、元気な農家、産品グループとNPOによる交流拠点の運営を通して北播磨の活力の創出を目指す、「まち・むら提携の推進～『北はりま交流拠点』の運営～」を進めます。

また、鹿肉を地域資源として活用し、需要の拡大と農業被害の低減につなげる「鹿肉の消費拡大の推進」、すでに製造施設が整えられ利用可能な地域資源である「間伐材チップ」を活用し、施設野菜栽培の経営モデルの普及を目指した「間伐材チップ燃料転換実証事業の推進」に取り組むとともに播州織をはじめとする地場産業の元気発信事業を進めます。

さらに、家族をめぐる事件の多発や毎日の暮らしへの不安、地域社会のつながりの希薄化など、現在社会の脆弱さが顕在化しているなか、家族の絆・生活の絆・地域の絆を深める「『北はりま絆プロジェクト』の展開」、1人1日当たりごみ排出量を2割削減し、美しい北播磨づくりを目指す「『ごみ2割減量“北はりま”大作戦』の推進」など、地域の特性を踏まえた取り組みを重点的に進め、北播磨の元気づくりを推進してまいります。引き続き、皆様方の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、兵庫県行政書士会東播支部の今後ますますのご発展と、今年一年が会員の皆様にとりましてすばらしい年となりますことを心より祈念いたしまして、新春のごあいさつとさせていただきます。

行政書士による無料相談所

東播支部では、毎月第2土曜日午後1時30分から午後4時まで、今年度は加西市北条町北条のアステリア加西3階において無料相談を行っております。

【今年度中の開催日】

1月12日 担当：小林・橋本・立花

2月9日 担当：岩本・村上・立花

3月8日 担当：富永・永井・立花



試験監督員として

岸本一文

去る11月9日に平成20年度行政書士試験がおこなわれ、私は県内の試験会場のひとつである姫路市の姫路獨協大学で試験監督員として参加しました。この参加については9月中旬に立花支部長から推薦を受け、財団法人行政書士試験研究センターより委嘱されて就任したのですが、試験監督員としての役割や心得等をあまり理解しないまま10月22日の打ち合わせを経て試験当日の本番を迎えました。

当日は午前中に試験会場の設営等をおこない、午後12時より受験生の教室受け入れ、そして例年どおり午後1時より試験が開始されました。試験監督員は担当する教室の規模により割り当て人数が変わり、教室が大きければ必然的に受験生も多くなるため試験監督員も多く配置されます。私の担当する教室はあまり大きくなく私を含め2人の試験監督員が、受験に際しての注意事項等の説明および進行をチーフ役の小林克行会員が担い、サブ役の私は問題・答案用紙の配布、受験生の本人確認、試験中の巡回をこなし、定刻の午後4時に試験が無事終了しました。

思えば、私自身も2年前に受験していますので、受験生の心理状態が理解できるような気がして、また、こうして試験監督員としていたことが少し

不思議に思えました。そして、試験監督員は受験生の不正を取り締まることが目的ではなく、受験生の不正行為を未然に防ぐこと、実力を発揮できるように配慮することが必要と感じました。

さて、晴れて行政書士試験に合格し、いざ開業しても他士業のような実務研修制度もなく、行政書士の広範囲にわたる法定業務も災いしてか、いきなり専業で生計を立てていくのは難問といえ、現実の厳しさを味わうこともあると思われます。私自身も開業まもなく四苦八苦しておりますが、結局それらを解決するのは専門部会等に出席し、知識・経験等を養いながら日々地道に精進することと考えます。



『法の目』東播支部無料相談会開催される

中村克之



昨年9月27日(土)午前10時より午後4時まで、マイカル小野サティ1階セントラルコートにて行政書士による無料相談会が開催されました。東播支部会員17名が午前午後に分かれて相談員として参加しました。相談内容は、相続関係が14件、土

地関係が4件、各種契約その他が5件で、合計23件の相談が寄せられました。

私は先輩先生方の横で相談の様子を観察するだけでしたが、1つ気付いた事があります。それは、相談に来られる方の多くがその場ではすべて解決しなくても、具体的に「次はこうすればいい」という方向が分かるだけで、随分気が楽になれている事です。

私達は法律の専門家ではありませんが、その知識を駆使して問題を解決するだけでなく、どんな相談にも親身に応じるということも大切な役割だと思いました。ですから、もっと行政書士を身近に感じていただけるように継続してこのような相談会等を開催していくことは、非常に意義があると実感できた1日でした。

ご存じですか？人を雇い入れた時に支給される奨励金

上井秀勝

◎試用雇用(トライアル雇用)奨励金

業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、その後常用雇用への移行や雇用のきっかけにするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則3カ月)する場合に、奨励金が支給されます。

【主な受給の条件】

①45歳以上65歳未満の中高齢者(原則として、雇用保険受給資格者) ②35歳未満の若年者 ③母子家庭の母等 ④季節労働者 ⑤中国残留邦人等永住帰国者 ⑥障害者 ⑦日雇労働者・住居喪失不安定就労者・ホームレスのいずれかに該当する人で、公共職業安定所長が試用雇用を経ることが適当であると認めた者を、公共職業安定所の紹介により試行的に短期間(原則3カ月)雇用すること。

【受給額】

対象労働者1人につき：月額4万円
支給上限：3カ月分まで

◎若年者雇用促進特別奨励金

対象労働者をトライアル雇用後、正社員として継続雇用する事業主に、奨励金が支給されます。

【主な受給の条件】

①トライアル雇用開始前3年間、雇用保険の被保険者でなかった者 ②トライアル雇用開始日に25歳以上35歳未満で、トライアル雇用後、正社員に移行 ③正社員に移行したあと、6カ月後、1年後に、正社員として継続雇用されていること
条件を満たすこと。

【受給額】

25歳から29歳：20万円(兵庫県は30万円)
30歳から34歳：30万円(兵庫県は45万円)

手続きその他の詳細については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

(平成20年12月1日現在)

インターネット豆知識

すごろ!! Google電卓機能

村上周造

インターネット検索サイトGoogle。普段から検索にはよく利用されているだろう。

そんなGoogleにも、あまり知られていない便利な機能がある。それは「Google電卓機能」といい、要するに普通に検索する感覚で、オンライン上で手軽に計算ができる機能である。しかし、この「Google電卓機能」只者ではない。

例えば検索窓に「1+1」と打てば、検索結果に1+1=2と出てくる。こんなことは当然で、この機能の凄いところはここからだ!なんと日本語で単位換算も一発で出来る。

こんな感じに、

【検索キーワード】	【検索結果】
1キロメートルは何メートル?	1キロメートル=1,000メートル
5メートルは何間?	5メートル=2.75間
10平米は何坪?	10平米=3.02500坪
さらに外貨為替レートも一発で分かる。*	
1ドルは何円?	1米ドル=95.2108921円
1円は何ウォン?	1円=15.4911504韓国ウォン
日本の通貨をロシアの通貨で	1円=0.288148148ロシアルーブル
さらにこんなことも!	
小さじ1?	小さじ1=5ミリリットル
光の速さ?	光速度=299,792,458m/s
地球の半径?	地球の半径=6378.1キロメートル
こんなことまで出来る(笑)	
東京ドームは何小さじ?	1東京ドーム=248,000,000,000小さじ

もはや電卓を超越した電卓。他にもさまざまな計算ができる機能が満載である。

業務や趣味、日常のいろいろなものを計算してみたいかだろうか。



※この機能は、通貨換算機能。為替レートは、本文作成時のレートである。また、Googleの免責事項を参照の上ご利用下さい。

事務所 訪問記

広報部 橋本一弘

岡 聖一 事務所
11月25日(火曜日)訪問



今回は、加西市の岡 聖一会員の事務所を訪問させて頂きました。岡登記測量事務所は、最近オープンしたイオンが遠目に見え、近くには前方後円墳かと調査が期待される丘陵があり、横には小川が流れる、のどかな田園地域の中にありました。

事務所は専用の一戸建てで、居宅兼用かと思うほど大きく広く、うらやましく拝見しました。事務所の前には、奥様の趣味でしょうか、手入れのいき届いた花壇があり、綺麗な花が咲いていました。事務所の中には、奥様の実家を建て替えたときに古い土壁を切り取った鍔絵の「獅子の飾り」が展示されていました。日本の古い建築材料に興味があるとお話でした。

岡会員は、人生のモットーは？という質問に「真面目に生きる」と回答されていますように、髭がとてもよく似合う紳士です。仙人のような素敵な髭は、平成5年のタイ旅行で伸びた髭を、帰国後もそのまま伸ばされたそうですが、今や岡会員のトレードマークとなっています。

開業の契機は、機械の設計技師として勤務されていた機械メーカーの倒産によるもので、仕事探し、自分探しの中で土業に巡り合われたようです。38歳の時に開業され、今年で24年目になるそうです。

仕事は土地家屋調査士と兼業で、農地関連や官民境界協定申請、法定外公共物用途止申請の業務が中心で、現在では仕事は行政書士より土地家屋調査士の方が多いとお話でした。

業務遂行上で思うこと、感じることは何ですか？という質問には、「法の運用においては、各市町や各担当者によって幅があるように感じることもあり、自分の考え方は横に置いて、相手の考え方を理解するよう努めるようにしている。」との回答でした。岡会員らしく永年の業務を通じて苦労されてきた経験からの言



葉のように思います。役所の窓口で大声で騒ぐような行儀の悪い行政書士とはやっぱり一味も二味も違うようです。

休日等はどのように過ごされていますか？との質問には、休日は地元自治会や営農組合等の役員でお忙しいようですが、生垣の剪定や畑仕事の時間が楽しいとお話でした。

新人会員へのアドバイスの一つとして、「もし書士会の役を頼まれる機会があれば、嫌がらずに積極的に受けなさい。苦勞もしますが、きっと業務に役に立つ経験ができますよ。」との言葉を頂きました。

最後に、お忙しい中にも拘わらず、終始気持ちよく対応頂きまして本当にありがとうございました。今後とも岡登記測量事務所が益々発展されますことを広報部一同心よりお祈りいたします。

インタビュー

- 開業のきっかけは？
勤務先の倒産による。
- 事務所のセールスポイントは？
丁寧な仕事をする
- 人生のモットーは
真面目に生きる
- 休日などの余暇はどう過ごされていますか？
生垣の剪定や畑仕事をしている。
- 最後に新入会員へのアドバイスをお教え下さい。
業務に関する知識の拡大に努めれば、道は開ける。



新公益 一般社団法人・一般財団法人Q&A 法人制度

村上 周造

平成20年12月スタートの新公益法人制度。

新制度では、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、これまでの公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人（一般社団法人・一般財団法人）が設立できる制度が創設されたとともに、一般社団法人・一般財団法人のうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の認定を受けて公益社団法人・公益財団法人となる制度が創設されました。

ここでは、新制度のなかでも以後増加が予想される一般社団法人・一般財団法人の概要や行政書士業務として法人設立のために必要な手続、現行の公益法人からの移行の概略などをQ&A形式で解説していますので、業務の参考にして頂ければ幸いです。

Q 一般社団法人及び一般財団法人が行うことのできる事業について、何らかの制限はありますか？

A 一般社団法人及び一般財団法人が行うことができる事業に制限はありません。
そのため、一般社団法人や一般財団法人が行うことができる事業については、公益的な事業はもちろん、町内会・同窓会・サークルなどのように、構成員に共通する利益を図ることを目的とする事業（共益的な事業）を行うこともできますし、あるいは、収益事業を行なうことも何ら妨げられません。一般社団法人と一般財団法人が収益事業を行い、その利益を法人の活動経費等に充てることは、何ら差し支えありません。ただし、株式会社のように、営利（剰余金の分配）を目的とした法人ではないため、定款の定めをもってしても、社員や設立者に剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできません。

Q 「一般社団法人」、「一般財団法人」とは何ですか？

A 「一般社団法人」、「一般財団法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて設立された社団法人と財団法人を指します。
一般社団法人と一般財団法人は、設立の登記をすることによって成立する法人です。

Q 一般社団法人の社員は何人以上必要ですか？

A 設立に当たっては、2人以上の社員が必要です。
設立後に、社員が1人だけになってもその一般社団法人は解散しませんが、社員が欠けた場合（0人となった場合）には、解散することになります。

Q 法人が一般社団法人の社員になることはできますか？また、法人が一般財団法人の設立者や評議員になることはできますか？

A 法人は、一般社団法人の社員になることができますし、一般財団法人の設立者となることもできます（当然のことながら、遺言による財団の設立はできません）。
これに対し、法人は、一般財団法人の評議員になることはできません。

Q 一般社団法人を設立するには、どのような手続が必要ですか？

A 一般社団法人を設立する際の、手続は次のとおりです。なお、①及び②は設立時社員（法人設立後最初の社員となる者2名以上）が行います。

- ①定款を作成し、公証人の認証を受ける。
- ②設立時理事（設立時監事や設立時会計監査人を置く場合はこれらの者も）の選任を行う。
- ③設立時理事（設立時監事がある場合はその者も）が、設立手続の調査を行う。
- ④法人を代表すべき者（設立時理事又は設立時代表理事）が、法定の期間内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。

Q 一般財団法人を設立するには、どのような手続が必要ですか？

A 一般財団法人を設立する（遺言による設立は除く）際の、手続の流れは次のとおりです。

※なお、①及び②は設立者（財産を拠出して法人を設立する者1名以上）が行います。⑬

- ①定款を作成し、公証人の認証を受ける。
- ②設立者が財産（価額300万円以上）の拠出の履行を行う。
- ③定款の定めに従い、設立時評議員、設立時理事、設立時監事（設立時会計監査人を置く場合はこの者も）の選任を行う。
- ④設立時理事及び設立時監事が、設立手続の調査を行う。
- ⑤法人を代表すべき者（設立時代表理事）が、法定の期間内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局に設立の登記の申請を行う。
- ⑬ 遺言によっても一般財団法人を設立することが可能です。その場合、遺言で一般財団法人を設立する意思を表示し、定款で記載すべき内容を遺言で定め、遺言執行者が遺言の内容の実現（遺言の執行）を行います。遺言執行者は、遺言に基づいて遅滞なく定款を作成して公証人の認証を受け、一般財団法人設立までに必要な事務を行い、代表理事が、一般財団法人の設立登記の申請を行います。

Q 現行の公益法人（社団法人 及び財団法人）はどうなるのですか？

A 現行の公益法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行日（平成20年12月1日）以後は、一般社団法人及び一般財団法人として存続することとなりますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適用に当たっては広範な経過措置が設けられており、実質的には、現行の公益法人と変わりません。このような法人を法律上「特例民法法人」と呼んでいます。通常は、これまでどおり「社団法人〇〇〇〇」「財団法人□□□□」でかまいません。

現行の公益法人は、施行日から5年間の移行期間内に、公益社団法人又は公益財団法人への移行の認定の申請をするか、一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可の申請をする必要があります。移行期間の満了の日までに移行が認められなかった公益法人や移行の申請をしなかった公益法人は、移行期間の満了の日解散したものとみなされます。

詳しくは…

法務省民事局「一般社団法人及び一般財団法人制度Q&A」

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji153.html>

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のパンフレット

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji153-1.pdf>



東播支部旅行に参加して

岩本 泉

昨年11月2日と3日の両日、東播支部恒例の支部研修旅行に参加しました。晴れ男の私の参加したためでしょうか、両日も天候に恵まれました。参加者を加東・加西・小野と順次拾い集めて、バスは最初の目的地安芸の宮島へと一路山陽道を西へ向かって走りました。

廿日市ICを降りると車の渋滞に巻き込まれ、昼食が1時間30分位遅れるというアクシデントに見舞われました。3連休のため、宮島に渡ってももの凄い観光客の数で所狭しと観光客が溢れていました。厳島神社は世界遺産に登録されているので、全世界の国々から観光客が訪れているようでした。厳島神社の建築物自体は比較的新しいのですが、平清盛、毛利元就、豊臣秀吉等の崇敬を受けてきた歴史の重みを感じられます。その神社の日本三舞台の一つの平舞台の前で参加者全員の記念写真を撮りました。

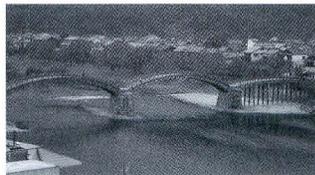
そして、宿泊地の岩国錦帯橋温泉・岩国国際観光ホテルへと向かいました。宿での宴会は例年以上に盛り上がり、参加者同士の懇親を更に深められたと思います。宴会後、部屋に全員が集まり、業務のこと・支部運営のこ



となどワーキンググループで研修会をし、12時過ぎに就寝に着きました。

翌日は広島平和記念資料館を見学しました。戦争の残酷さ・傷ましさをしみじみ感じさせられました。1945年8月6日午前8時15分絶対に忘れてはいけない時間です。

スケジュールの都合上、昼食はバスの中で弁当を食べ、江田島旧海軍兵学校（現在の海上自衛隊の第1術科学校・幹部候補生学校）へフェリーで渡りました。明治時代・大正時代・昭和時代と受け継がれた美しい煉瓦造りの建物等と真っ直ぐに伸びた松などの木々を見ていると、その当時にタイムスリップしたような感覚になりました。校内には戦艦三笠と戦艦大和の主砲砲弾、真珠湾攻撃に参加した特殊潜航艇（本物）が展示されていました。現在の日本の平和、繁栄はこの時代の若者



達、そして原爆によって虐殺された老若男女の犠牲の上にあるものと感謝する思いの1日でした。

江田島からは一路我が家を目指して帰路につきました。昨年に続き今年も楽しい有意義な旅行でした。次回は皆様も是非参加して頂きたいと思います。

漏水でお困りの方 当社は水道管のお医者さんです！

漏水は放っておいても治りません。被害を最小限に留める為、早期の補修が必要です。



蛇口が閉まっているのにメーターが回っていませんか？

全ての蛇口を止めてもパイロットが回る状態だと要注意です。

最近水道代が高く付く、壁や土間が濡れている等の症状があれば、まずはお電話ください。※水道工事店様からの調査も承っております。

東播漏水調査 〒679-0314 西脇市黒田庄町福地450-1 TEL (0795) 28-2508

編集後記

いよいよ2009年のスタートです。今年は昨年にして「大変」な年となるのでしょうか。今年こそ、自己中心でモラルのなくなった日本社会が、努力が正しく評価され、希望に満ちて、人に優しい社会となりますように。また、今年が皆様にとって素晴らしい年となりますように心よりお祈り申し上げます。(広報部一同)

東播支部会員動向 (H20年12月現在)

会員数/91名 西脇市/20名・多可郡/7名
加西市/24名・加東市/20名・小野市/20名

姫路信用金庫
加東支店

加東市梶原358-1
TEL(0794)43-9211



ぎょうせい はりま No62

発行日/平成21年1月1日

発行人/立花 義房

発行者/兵庫県行政書士会 東播支部

〒675-2431 加西市嶋町29番地 立花義房事務所内

TEL (0790) 45-0276 FAX (0790) 45-0742